

避難情報発令時等における南関町内保育施設等の対応基準についてのガイドライン

1. 目的・方針

認可保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ（以下、「保育施設等」といいます。）については、保護者が就労等の理由により、家に1人であることができない年齢の児童が利用しています。このことから、原則として開所となりますが、児童及び保育施設等の従事者の安全確保の観点から、非常時の臨時休所・登所自粛要請（以下「臨時休所等」といいます。）は必要であり、台風や豪雨等の非常時の迅速かつ適切な対応が求められます。

また、利用する児童の保護者の中には、医療体制や社会機能維持のための業務に従事する保護者（以下「医療従事者等保護者」といいます。）が存在することから、非常時であってもどうしても保育等を必要とする場合には適切に対応することが必要です。

そこで、避難情報発令時等における町内保育施設等の対応基準についてまとめた、「避難情報発令時等における南関町内保育施設等の対応基準ガイドライン」を定めるものです。

2. 避難情報発令時等の対応

I. 臨時休所・登所自粛要請の判断

保育の制限を伴う臨時休所等の最終的な意思決定は、地域の気象状況及び防災情報を鑑み、保育の実施主体である町が行います。ただし、地域の特性や施設の立地条件等を考慮し、危険を回避するため臨時休所等が適当である、と設置者が判断する場合には、町と協議のうえ臨時休所等の対応を行うこととします。

なお、現に危険が迫っている場合において、臨時休所等が必要である、と設置者が判断した場合には、町との協議は省略できるものとします。

II. 対応基準

国又は県が発表する警報等を基にして町が発令する避難情報が【警戒レベル3】以上の場合又は地震が発生した場合の保育施設等の対応基準は、次のとおりとします。

避難情報等・地震	警戒レベル・地震の発令・発生	保育施設等の対応
警戒レベル4以上 緊急安全確保 避難指示 (大雨特別警報 等)	午前6時時点で発令中 又は 午前6時以降開所時刻までに発令	臨時休所
	開所中に発令	お迎えの連絡（臨時休所）
警戒レベル3 高齢者等避難 (大雨警報等)	午前6時時点で発令中 又は 午前6時以降開所時刻までに発令	登所自粛の連絡
	開所中に発令	必要に応じて、お迎えの連絡 (臨時休所)
地震 ※いずれの場合も、 安全に保育等すること が可能である、と 設置者が判断したと きは、保育等を実施 する	開所前に 震度5弱以上	臨時休所
	開所中に 震度5弱以上	お迎えの連絡（臨時休所）
	開所前又は開所中に 震度4以下	原則開所 ただし、「危険」と設置者が 判断する場合は、次のとおり 開所前：登所自粛の連絡 開所中：必要に応じて、お迎 えの連絡（臨時休所）

【臨時休所】

- ① 安全が確保される場合に限り、医療従事者等保護者からの保育等の相談に応じてください。
- ② 午前 10 時まで避難情報の発令が解除され、安全が確認できれば正午から保育等を実施してください。

【開所中に発令又は発生】・【(必要に応じて、) お迎えの連絡】

- ① 保護者にあらかじめ周知している避難場所に児童を避難させてください。ただし、他の場所に避難し、又は施設内で待機することが安全であると設置者が判断する場合は、その場所に変更してください。
- ② 保護者等に対して、対応及び施設での状況を報告してください。
あわせて、臨時休所する場合は、安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼してください。

3. その他

- ① 保育施設等は、県の防災情報、町の防災情報等（安心安全メール・防災行政無線・町ウェブサイト等）により情報を収集し、保護者等に対して臨時休所等に対応できるようあらかじめ周知してください。
- ② 保育施設等は、臨時休所等の連絡を行う場合の保護者等への周知方法（ICT システム・メール・緊急連絡網等）について、保護者等と日頃から共有する取組をお願いします。
- ③ 保育施設等は、入園式などの保護者が集まる機会を活用して、災害発生時の対応について事前に説明してください。
- ④ 保育施設等においては、災害発生に備えて、非常時の対応の具体的な内容や手順、職員の役割分担、災害対応マニュアル等を作成し、確認してください。
- ⑤ 保育施設等は、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引き渡しを円滑に行うため、連絡体制や引き渡しの方法等について事前に確認してください。
- ⑥ 保育所及び認定こども園においては、臨時休所等が長期化した場合に家庭保育が困難な児童の対応について、代替保育を事前に検討するようお願いいたします。
- ⑦ 避難情報発令時等の対応により臨時休所等を行った場合、利用者負担額は日割り計算の対象とはなりません。

4. 保護者等への説明図イメージ（簡略版）

避難情報等	開所前に発令中（発生）	開所中に発令（発生）
レベル4以上 ・ 震度5弱以上	休所	お迎えの連絡をします お迎えの際は、安全を確保しつつ、できるだけ速やかにお願いします
レベル3	登所を自粛してください	対応及び状況を報告します 必要に応じて、お迎えの連絡をします
震度4以下	原則開所	
設置者判断	登所を自粛してください	対応及び状況を報告します 必要に応じて、お迎えの連絡をします

※「地震」の場合、「安全に保育等が可能」と設置者が判断したときは、保育等を実施する。
 ※「休所」の場合
 ・安全が確保される場合に限り、医療従事者等保護者からの保育等の相談に応じる。
 ・午前10時まで避難情報の発令が解除され、安全が確認できれば正午から保育等を実施する。